

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	建設市場の整備を推進する		評価方式	総合(実績)事業	番号	9-35
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）		1,710,002	1,587,042	1,338,578		
（ 補 正 後 ）		6,600,244	11,388,370			
前年度繰越額（千円）		0				
予備費使用額（千円）		0				
流用等増△減額（千円）		0				
歳出予算現額（千円）	0 <0>	6,600,244 <0>				
支出済歳出額（千円）		6,544,417				
翌年度繰越額（千円）		0				
不用額（千円）	0 <0>	55,827 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個表②に記載済					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数の目標値が達成したことを踏まえ、地域の主体と連携した活動領域の拡大、IT導入、人材の確保・育成に対する支援を重点的に行うことにする。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	さらなる建設市場整備の推進を図るため、取引・契約の対等化・適正化、施工力の強化、建設業の活動領域の拡大とこれによる地域活性化に向けた取組などについて支援を図っていく。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		建設市場の整備を推進する				番号	9-35		(千円)
予 算 科 目									
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	国土交通本省	建設市場整備推進費	建設市場の環境整備の推進に必要な経費	1,156,288	928,954	
	A	2	一般	地方整備局	地方整備推進費	建設市場の環境整備の推進に必要な経費	406,914	385,136	
	A	3	一般	北海道開発局	北海道開発行政推進費	建設市場の環境整備の推進に必要な経費	23,840	24,488	
	小計						1,587,042 の内数	1,338,578 の内数	
対応表において◆ となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計						の内数	の内数	
合計						1,587,042 の内数	1,338,578 の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		建設市場の整備を推進する			番号	9-35		(千円)
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	総合・実績・事 業	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
該当なし								
合計								

政策評価調書（個別票②）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：総合政策局

<p>政策名</p>	<p>建設市場の整備を推進する</p>	<p>番号</p>	<p>9-35</p>																					
<p>政策の概要</p>	<p>住宅・社会資本の整備の直接の担い手であり、全産業就業者数の1割を占める基幹産業でもある建設業は、近年、公共投資の減少等により厳しい経営環境におかれている。こうした建設業の活力回復にあたっては、市場機能を発揮することを通じ、過剰供給構造を是正することが必要であり、その過程において、技術と経営に優れた企業が生き残り、伸びることができる環境を整備する。</p>																							
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>建設業は、国民生活の質の向上及び国民経済の発展の基盤である住宅・社会資本の整備の直接の担い手であるとともに、地域の雇用と経済を支える基幹産業であるが、建設業は厳しい経営環境の直面しており、それに相まって、人材の確保・育成も非常に困難な状況にある。しかし、農業・林業・観光・福祉等の異分野・新分野への進出においては、これまでに約400のモデル的な取組が創出されているほか、建設労働需給調査の不足率や労働経済動向調査の技能工D.I.の年平均値については、過去のトレンドと比較すると低減しており、中小・中堅建設企業において経営基盤の強化や人材確保・育成などの取組を積極的に図っていく動きが見られる。また、入札契約の適正化の推進等により、公共工事に対する国民の信頼確保と、建設企業が適正な利益を確保し、持続的に発展できるような取組が進められている。</p> <p>(必要性) 建設業の活力低下は、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である建設生産物の品質の低下を招く恐れがあることから、建設市場の整備を引き続き推進することにより、建設業の活力回復を図ることが必要である。</p> <p>(有効性) 建設市場の整備を推進していく手段として、具体的には、建設業の新分野進出普及促進事業や建設業経営革新促進支援事業（ワンストップサービスセンター事業の運営）、各発注者に対する入札契約適正化法に基づく要請などを実施してきており、上記で述べたとおり、施策目標の達成に向けた傾向を示していることから、本施策が施策目標達成に有効であると評価できる。</p> <p>(反映の方向性) さらなる建設市場整備の推進を図るため、取引・契約の対等化・適正化、施工力の強化、建設業の活動領域の拡大とこれによる地域活性化に向けた取組などについて支援を図っていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="438 1344 1189 2168"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設市場の整備を推進する</td> <td>①入札監視委員会等第三者機関の設置状況 ②入札時における工事費内訳書の提出状況</td> <td>%</td> <td>①75% (平成13年度) ②56% (平成13年度)</td> <td>①75% ②88%</td> <td>①97% ②88%</td> <td>集計中 集計中</td> <td>①100% (平成23年度) ②100% (平成23年度)</td> <td>① 入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、5年以内に国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。平成18年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。 ② 入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積もりを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、平成13年当時、入札時において工事費内訳書の提出を義務付けていない国の5機関及び国土交通省所管法人等の9法人を含め、全体として8割の発注機関において5年以内に提出を義務付けることを目標として設定。平成23年度までには、対象とする全発注機関で提出を義務付けることを目標とする。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年	19年	20年	建設市場の整備を推進する	①入札監視委員会等第三者機関の設置状況 ②入札時における工事費内訳書の提出状況	%	①75% (平成13年度) ②56% (平成13年度)	①75% ②88%	①97% ②88%	集計中 集計中	①100% (平成23年度) ②100% (平成23年度)	① 入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、5年以内に国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。平成18年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。 ② 入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積もりを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、平成13年当時、入札時において工事費内訳書の提出を義務付けていない国の5機関及び国土交通省所管法人等の9法人を含め、全体として8割の発注機関において5年以内に提出を義務付けることを目標として設定。平成23年度までには、対象とする全発注機関で提出を義務付けることを目標とする。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				18年	19年	20年																		
建設市場の整備を推進する	①入札監視委員会等第三者機関の設置状況 ②入札時における工事費内訳書の提出状況	%	①75% (平成13年度) ②56% (平成13年度)	①75% ②88%	①97% ②88%	集計中 集計中	①100% (平成23年度) ②100% (平成23年度)	① 入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、5年以内に国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。平成18年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。 ② 入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積もりを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、平成13年当時、入札時において工事費内訳書の提出を義務付けていない国の5機関及び国土交通省所管法人等の9法人を含め、全体として8割の発注機関において5年以内に提出を義務付けることを目標として設定。平成23年度までには、対象とする全発注機関で提出を義務付けることを目標とする。																

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

	建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	%	87% (平成18年度)	87%	87%	87%	90% (平成23年度)	建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者の施工技術の向上を目的として、監理技術者資格者証保有者のうち、1級技術検定合格者の比率を高める。技術検定合格者の伸び率及び施策の重要性を勘案して設定。平成23年度においても監理技術者資格者証保有者のうち技術検定合格者の比率を現在と同程度以上維持することを旨とする。
	建設業の活力度に資するモデル的な取組の創出件数	件	224件 (平成18年度)	224件	322件	415件	400件 (平成21年度)	平成18年度までのモデル的な取組の累計件数は224件で1年あたり約50件。今後も年間50件程度の創出を見込んで目標を設定した。
	専門工事業者の売上高経常利益率	%	2.5% (平成17年度)	—	—	集計中	4.0% (平成23年度)	専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、今後は、経営革新や新分野進出の促進等を通じて、技術と経営に優れた専門工事業者がのびることができると期待している。その際、専門工事業者の経営状況のよしあしを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高経常利益率が挙げられる。経常利益は日常的に発生する営業活動と財務活動から生じる収益を表す指標であり、その企業の本来の実力を計る目安として利用されることから、経常利益の売上高に占める割合を計ることでの的確に専門工事業者の収益力を把握することが可能である。
建設市場の整備を推進する	建設資材の需給状況把握システムの導入状況	%	0% (平成18年度)	0%	0%	0%	10% (平成21年度)	過去の地震時で要した建設資材の需要量などを元データとして、発災後に必要な需要量・需要時期・需要場所や運搬経路を示すシステムを構築し、各業界関係機関(各種建設資材関連の公益法人等)に広く情報提供することを目的に、平成21年度内でシステムの普及を図るよう目標値を設定。
	建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD.I.)	①% ②ポイント	①1.2% (平成18年) ②30ポイント (平成18年)	①1.2% (平成18年) ②30ポイント (平成18年)	①0.7% (平成19年) ②31ポイント (平成19年)	①-0.7% (平成20年) ②17ポイント (平成20年)	①1.2%以下 ②30ポイント以下 (平成23年)	少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な人材が大幅に減少されることが懸念される中、建設技能労働者の需給バランスが現在以上に悪化しないことを目標とする。
	海外展開のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数	件	0件 (平成18年度)	0件	3件	8件	10件 (平成21年度)	平成19年度から毎年度3案件程度の開催を想定し、平成21年度末までに累計10案件の開催を目標とする

		建設業者登録に申入れで要の率	関連する登録申請の低減	%	-	-	-	-	3割減(平成24年度)	建設関連業者登録システムは、建設関連業者の登録に関する事務を支援するシステムであり、申請の受付部局である各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で利用されているものである。所要日数の低減については、新しい建設関連業者登録システムの導入に伴う登録情報の入力時間の削減効果によるところが大きいが、他の要因として、登録制度の改正にあわせて申請書類の簡素化の検討を予定していることから、それらの状況を踏まえて、平成21年度の旧システムにおける登録処理の所要日数と平成22年度から新システムを運用した場合における平成24年度の登録処理の所要日数を比較して3割の削減を目指すものである。
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)							
	地方再生戦略	平成20年12月19日	適正価格による契約の推進、地域総合産業化の支援等により、技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境を整備し、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生を図る。							